三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び会津若松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町水無字株木二四の一、二五、二六の一、字上田九三、字影窪五五九、五六〇、五六二、五六四、五七一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字上田九三、字影窪五五九、五六四
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　岐阜県不破郡関ヶ原町大字大高字林谷一一〇五の三、一一〇七、一一〇八、一一五一から一一五三まで、大字今須字玉井戸三七二四、字ウト谷三七二五の二、三七二五の三、字大河内奥三六九六の七二、三六九六の七三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年六月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成十八年三月二十二日から平成二十八年三月三十一日まで
三　施行地区　福岡県福岡市中央区渡辺通一丁目、渡辺通二丁目、渡辺通三丁目、渡辺通四丁目の各一部
四　土地区画整理事業の名称　福岡都市計画事業渡辺通駅北土地区画整理事業
五　事務所の所在地　福岡県福岡市中央区渡辺通一丁目十二番九号　独立行政法人都市再生機構渡辺通都市整備事務所
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十八年三月二十二日
七　施行規程及び事業計画の変更認可の年月日
平成二十二年六月十四日

○国土交通省告示第六百五十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条の規定に基づき、次の船級協会の登録をしたので、同法第二十五条の七十において準用する同法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十二年六月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

船舶安全法第八条の規定に基づき船級協会を登録した件

一　登録年月日　平成二十二年五月十三日
二　登録番号　2
三　登録船級協会の名称　Lloyd's Register
四　住所　71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND
五　代表者の氏名　Richard Sadler
六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名　称	所　在　地
横浜デザインサポートオフィス	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号　クイーンズタワーA10階
横浜ポートオフィス	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号　クイーンズタワーA９階
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区小野柄通４丁目１番22号　アーバンエース三宮ビル９階
長崎事務所	長崎県長崎市万才町７番１号　住友生命ビル11階
London Design Services EMEA	71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND
Support Lloyd's Register	

○国土交通省告示第六百五十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第二項の規定に基づき、次の証書発給船級協会の登録をしたので、同条第三項において準用する同法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十二年六月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

船舶安全法第二十九条ノ三第二項の規定に基づき証書発給船級協会を登録した件

一　登録年月日　平成二十二年五月十三日
二　登録番号　2
三　登録船級協会の名称　Lloyd's Register
四　住所　71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND
五　代表者の氏名　Richard Sadler